

令和7年7月25日

保護者、ご家庭の皆様
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校

校長 傳田 秀輝

夏季休業（夏休み）中における交通事故防止について（お願い）

新潟県はこれからの時期、夏のレジャーシーズン到来に伴い、屋外での活動や自転車等に乗る機会が増えることから、交通事故の多発が心配されます。本校も7月26日(土)から8月28日(木)まで夏季休業（以下、「夏休み」）に入ります。

生徒のみなさんは、交通事故の被害者にも加害者にもならないため、下記の内容を必ず守ってください。

ご家庭におかれましても、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、交通安全・交通法規を遵守するよう、格段のご指導をお願いいたします。

生徒のみなさんは、改めて下記のことをよく読み、しっかり守ること。

記

1 安全歩行について

(1)道路を横断する際は、車の動きに十分注意し、車が確実に止まったことを確認してから横断する。

(2)車道への急な飛び出しはしない。

(3)交差点では必ず一時停止し、左右確認を徹底して横断する。

(4)信号のある交差点では信号に従い、さらに安全を確認して横断すること。またその際、歩行者は手をあげるなどしてドライバーに横断意思を伝えるよう努める。

(5)道路（歩道含む）において、キックボード・スケートボード、またはこれらに類する行為をしない。

(6)駐車場等、車の交通がある場所では、安全に十分注意して行動する。

2 自転車について

(1)改正「自転車安全利用五則」を守ること。

- 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

なお、令和5年4月1日から「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化」が施行されました。可能な限りヘルメットを着用しましょう。

(2)悪天候の時は、乗らない。

(3)傘差し運転や、スマートフォン・イヤホンを使用しながらの「ながら運転」をしない。
※法令により罰せられます。

(4)事故に遭ったときの重症化リスクを減らすのに効果的なので、ヘルメットの着用に努めること。

(5)交差点での事故が多発していることから、信号の有無に関わらず、横断前は確実な一時停止及び安全確認を行うこと。

(6)スピードを出しすぎないこと。特に、坂道では十分減速して走行すること。

(7)自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないように十分な車間距離を確保すること。

(8)夕暮れ時及び夜間は、必ずライトを点灯して走行すること。

(9)県条例により、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されたため、必ず保険に加入すること。

(10)自転車利用者が加害者となる場合もあることを理解し、責任ある走行を心がけること。

3 原付バイクの運転について

(1)悪天候の時は、乗らない。

(2)交通ルールを遵守し、協見運転・無謀運転をしないなど、交通ルールやマナーを遵守する。

(2) けんじようれい じてんしやばいしようせきにん ほけん かにゆう ぎ む か じてんしや うんてん ばあい
(2) 県条例により自転車賠償責任保険への加入が義務化されている。自転車を運転する場合は、
かなら ほけん かにゆう
必ず保険に加入しておくこと。

(4) うんてん じ か の う かぎ がた ただ ちやくよう
(4) 運転時には、可能な限りフルフェイス型のヘルメットを正しく着用する。

(5) こうさてん しんにゆう さい じゆうぶん げんそく たいこうせつしや ほこうしやとうしゆうい あんぜんかくにん かくじつ おこな
(5) 交差点に進入する際は十分に減速し、対向右折車や歩行者等周囲の安全確認を確実に 行 う。

(6) おうだんほ どう ほこうしやゆうせん じゆんしゆ こうさてん おうだんほ どう ふ きん ほこうしや そう きはつけん つと
(6) 横断歩道は歩行者優先を遵守し、交差点・横断歩道付近での歩行者の早期発見に努めること。

(7) じどうしや そくほうおよ こうほう うんてんしゆ しかく させつしやとう ま
(7) 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう、
じゆうぶん しやかん き より かく ほ
十分な車間距離を確保すること。

4 ほ ご し や た に ん うんてん じどうしや どうじよう
4 保護者など他人の運転する自動車に同乗するとき
ぜんざせき ただ ちやくよう
全座席でシートベルトを正しく着用すること。

5 じ こ あ もくげき ば あい じゆん
5 事故に遭ったとき（目撃した場合もこれに 準 ずる）

(1) けい び じ こ すみ けいさつしよ つうほう じぶん つうほう ば あい あいて
(1) 軽微な事故であっても、速やかに警察署に通報すること。自分で通報できない場合は、相手
しゆうい ひと れんらく
または周囲の人に連絡してもらうこと。
じ こ ちよくご だいじようぶ ぼ ご いた とう しょうじよう だ じ あん はつせい
※事故直後に「大丈夫です」と言ってその場を去り、その後、痛み等の症 状が出る事案が発生
しています。

(2) あいて し め い じゆうしよ れんらくさき かなら き ろ く
(2) 相手の氏名・住所・連絡先を 必 ず記録すること。

(3) じ こ げん ば けいさつかん じじようちようしゆ きゆうきゆうたいいん て あて う ば あい し じ したが
(3) 事故現場で、警察官による事情聴取や救 急隊員から手当を受ける場合は、指示に従 うこと。

(4) じ こ あ と き う む かか かなら い し しんだん
(4) 事故に遭った時は、けがの有無に関わらず、必 ず医師の診断を受けること。
あと しょうじよう で じ あん はつせい
※後で症 状が出てくる事案が発生しています。

(5) に じ こ そうぐう ば あい か の う かぎ しやりよう とくちよう いろ しやしゆ とう おぼ
(5) ひき逃げ事故に遭遇した場合は、可能な限り車 両 の特徴(色、車種、ナンバー等)を覚えてお
くこと。

6 た
6 その他

(1) や か ん がいしゆつ さい うんてんしゆ はつけん あか いろ ふくそう ちやくよう かき
(1) 夜間に外出する際は、運転手が発見しやすいように明るい色の服装を着用するとともに、傘
くつとう や こうはんしやさい かつよう
やカバン、靴等に夜光反射材を活用すること。